

は し が き

わが国においては、平成13年度に行われた財政投融资改革を皮切りに、郵政民営化や政策金融改革などの公的金融に係る改革が大きく進められてきた。

郵政民営化においては、平成24年に成立した郵政民営化法等の一部を改正する等の法律により、日本郵政による「株式会社ゆうちょ銀行」と「株式会社かんぽ生命保険」の金融二社株式の処分方針が改められ、上場に向けた動きが本格化している。

政策金融改革においては、平成27年5月に株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律および株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律が成立し、政府による「株式会社日本政策投資銀行」と「株式会社商工組合中央金庫」の株式保有のあり方等の見直しが行われた。

一方で、政府および民間事業者の共同出資による、いわゆる「官民ファンド」の設立が続いている。

これらの動向を踏まえて、金融調査研究会第2研究グループは、「中期的にみたわが国公的金融のあり方」を2014年度の研究テーマとして取り上げた。

本報告書は、1年にわたる研究成果をとりまとめたものであり、

第1章 中期的にみたわが国公的金融のあり方

第2章 ゆうちょ銀行：課題と展望〔中里透〕

第3章 政策金融の理論分析〔土居丈朗〕

第4章 官民ファンドのガバナンス－政府による産業投資の可能性と限界－〔田中秀明〕

第5章 公的年金積立金運用のあり方について:予備的考察〔國枝繁樹〕

という5章から構成されている。

このうち、第1章は、研究会における議論を整理し、郵政民営化、政策金融、および官民ファンドのあり方について、2015年3月に公表した提言（全銀協ウェブサイト（www.zenginkyo.or.jp）に掲載）を再録したものである。

第2章から第5章は、研究会のメンバーである委員・研究員の個別論文である。第2章は、ゆうちょ銀行の課題と展望について、特に民間金融機関との競争条件の公平性確保が必要な状況のもとでゆうちょ銀行が目指すべき方向性について、第3章は、政策金融と民間金融の双方が存在する経済における民間金融の役割を阻害しない政策金融のあり方について、第4章は官民ファンドのガバナンスの検証とその役割・機能の評価について、第5章は、望ましい公的年金積立金運用機関のガバナンスについて、それぞれ考察している。

われわれは、本報告書が、わが国の公的金融のあり方を検討するうえで、有益な示唆となることを願っている。

最後に、研究会の運営から報告書の作成まで、事務局である全国銀行協会金融調査部のご尽力によった。記して敬意を表したい。

2015年9月

金融調査研究会第2研究グループ主査 井堀利宏